

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成18年12月28日）

京都市条例第24号）（消防局総務部庶務課）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の障害補償等に係る障害の等級を非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第1及び別表第2に掲げる等級の例によることとするとともに、介護補償に係る障害の程度及び支給金額を市長が定めることとしました。

この条例は、平成18年12月28日から施行することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第24号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別表第3に掲げる程度の障害が存するときは、障害補償として」を削り、「同表に掲げる第1級」を「別表第3に掲げる第1級」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第2項中「掲げる」の右に「障害の等級に該当する」を加え、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「別表第4の右欄に定める」を「別に定める程度の」に、「次項」を「別」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「とし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を削り、同項各号を削る。

附則第1条の4第2項各号列記以外の部分及び同項第2号並びに附則第1条の5第4項本文中「第9条第6項」を「第9条第5項」に改める。

別表第2障害の欄を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる傷病等級に応じる障害に関しては、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第1の規定の例による。

別表第3障害の欄を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる等級に応じる障害に関しては、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第2の規定の例による。この場合において、同表に掲げる各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に掲げる各障害等級の障害に相当するものは、同表に掲げる当該障害等級の障害とする。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係るこの条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例別表第3の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（同表の第7級の項に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第8級の項に相当する障害があるものとみなす。

(消防局総務部庶務課)